

## 令和2年10月サービス提供分以降の障害福祉にかかる審査支払事務について

### 概要

平成30年4月から審査基準の見直しが実施され、平成30年10月サービス提供分から「第1段階」として、各種台帳情報との不整合や報酬算定ルールに則していないもの等については、国保連合会の審査にて返戻となっております。

今年度については「第3段階」として、4月サービス提供分から新たな「★警告（エラー移行対象）」が発生し、10月サービス提供分から国保連合会の一次審査にて返戻となります。

### 警告について

警告とは、国保連合会の一次審査では判断ができず、市町村等の二次審査での判断になるものを指します。

#### 【警告の種類について】

※：警告      ▲：警告（重度）      ★：警告（エラー移行対象）

『※：警告』・『▲：警告（重度）』・『★：警告（エラー移行対象）』が発生した場合、市町村における二次審査にて返戻対象となる場合があるため、請求内容のご確認をお願いします。

#### 【★：警告（エラー移行対象）について】

令和2年10月サービス提供分以降は、国保連合会の一次審査にてエラー（返戻）となりますので、エラー（返戻）に移行するまでに、必ず請求内容のご確認をお願いします。

※なお、令和2年5月審査から、★：警告（エラー移行対象）が発生している事業所については、別途本会から電子請求受付システムにて通知を行っておりますので、必ずご確認をお願いします。

#### 5月サービス提供分で発生している★：警告（エラー移行対象）上位7項目

エラーコード	内容
EG61	★資格：該当サービスの事業所との契約期間が受給者台帳の支給決定有効期間内ではありません
PC24	★受付：事業所台帳の「法人等種別」または「指定管理者制度適用区分」の登録内容に該当する請求ではありません
PB21	★受付：事業所台帳の「主たる事業所サービス種類コード」の登録内容に該当する福祉・介護職員処遇改善加算の請求ではありません
EG50	★資格：受給者台帳の支給決定における有効期間外のサービス提供実績があります
PK26	★受付：障害児施設台帳の「福祉・介護職員等特定処遇改善加算の有無」が「無し」のため、特定処遇改善加算は算定できません
PC19	★受付：事業所台帳の「福祉・介護職員等特定処遇改善加算の有無」が「無し」のため、特定処遇改善加算は算定できません
PC21	★受付：事業所台帳の「主たる事業所サービス種類コード1」の登録内容に該当する特定処遇改善加算の請求ではありません

※「★警告（エラー移行対象）一覧」や「エラー対応マニュアル」については、『大阪府国保連合会HP（次面URL参照）> 障がい福祉事業所等の皆様 > 参考資料』をご参照ください。

# 事業所向けインターネット情報公開支援サービス「Oh!Shien」について

## 概要

大阪府国民健康保険団体連合会（以下：本会）独自システムである「Oh!Shien」は無償で使用できるシステムとなっており、事業所が本会に提出した請求情報に対する審査結果を公開しております。

## 機能について

- 受給者（利用者）ごとの請求金額の確認
- 過去2年間分の請求履歴の閲覧や通知文書の取得

例)「処遇改善（特別）加算総額のお知らせ」が必要な時なども取得できます。

- 請求締切後、請求情報（エラー内容等）の確認及び差し替えが可能

毎月請求締切後の翌営業日午後から当月請求分のエラー等（※警告・▲警告（重度）・★警告（エラー移行対象）・エラー）の確認ができます。3営業日目の16時までを差し替え期間とし、「Oh!Shien」にて削除依頼を行い、「電子請求受付システム」にて正しい請求情報を送信することで請求データの差し替えが行えます。

## Oh!Shienの請求状況画面について

到達番号ごとに内容が表示されます。

到達番号	サービス提供年月	明細件数	エラー件数	警告件数	取込エラー有無	印刷日時	詳細
0001	令和2年04月	19	3	0	無		
0002	令和2年05月	20	20	0	1		
0003	令和2年04月	2	0	0	0		
0004	令和2年05月	2	0	0	0		
0005	令和2年04月	19	2	0	0		
0006	令和2年05月	20	2	0	0		

受給者ごとにエラーと警告の内容確認ができます。

【見方】

※警告・▲警告（重度）・★警告（エラー移行対象）  
（印が無いものは返戻（エラー分）となります。）

到達番号	サービス提供年月	明細件数	エラー件数	警告件数	取込エラー有無	印刷日時	詳細
0001	令和2年04月	19	3	0	無		
0002	令和2年05月	20	20	0	1		
0003	令和2年04月	2	0	0	0		
0004	令和2年05月	2	0	0	0		
0005	令和2年04月	19	2	0	0		
0006	令和2年05月	20	2	0	0		

エラー内容: ※警告: 該当サービスの事業所との契約期間が受給者台帳の支給決定有効期間内ではありません。 ▲警告: 該当サービスの事業所との契約期間が受給者台帳の支給決定有効期間内ではありません。 ★警告: 該当サービスの事業所との契約期間が受給者台帳の支給決定有効期間内ではありません。 エラー: 該当サービスの事業所との契約期間が受給者台帳の支給決定有効期間内ではありません。

## 「Oh!Shien」の詳しい内容・設定方法について

詳細な設定方法やマニュアルについては、本会ホームページをご参照ください。

URL <http://www.osakakokuhoren.jp/>

大阪府国保連合会HP > 障がい福祉事業所等の皆様 > 電子請求関連 > 事業所向けインターネット情報公開サービス（Oh!Shien）のホームページ

## ◆問い合わせ先

大阪府国民健康保険団体連合会 介護保険課 障がい福祉係 (06) 6949-5436